

令和5年度

第2回水戸市文化財保護審議会

日 時 令和5年11月22日（水曜日）
午後1時30分から
場 所 本庁舎3階 教育委員会室

議 題

- 1 審議事項
 - (1) 市指定文化財指定候補物件の諮問について（非公開）
 - (2) 市地域文化財認定候補物件の諮問について（非公開）
- 2 報告事項
 - (1) 水戸市文化財保存活用地域計画について（公開）
- 3 その他（一部非公開）

水戸市文化財保護審議会委員名簿

(敬称略)

| | 氏 名 | 団体名・役職名等 | 任 期 |
|-----|-------|-----------------------|--------------------------|
| 会 長 | 大津 忠男 | 鹿島神宮文化研究所所長 | 令和4年2月5日から 令和6年2月4日まで |
| 副会長 | 永井 博 | 茨城県立歴史館特任研究員 | |
| 委 員 | 黒澤 彰哉 | 水戸市史跡等整備検討専門委員 | |
| | 栗原 邦俊 | 六地藏寺住職 | |
| | 田所 清敬 | 八幡宮宮司 | |
| | 田中 裕 | 茨城大学人文社会科学部教授 | |
| | 藤本 陽子 | 水戸市立博物館協議会委員 | |
| | 安 昌美 | 茨城生物の会理事 | |
| | 安田 一男 | 文化財建造物保存技術協会技術 参与 | |
| | 由波 俊幸 | 茨城県立歴史館課長代理兼首席 研究員 | |

教育委員会出席者名簿

| 氏 名 | | 所属・役職名 |
|-------|----------------------|-----------------------|
| 関口 慶久 | 教 育 部 歴 史 文 化 財 課 | 副参事兼課長補佐兼内原郷土史義勇軍資料館長 |
| 森田 信行 | | 埋蔵文化財センター所長 |
| 富永 慧 | | 文化財係長 |
| 杉岡有里乃 | | 文化財係主幹 |
| 柿澤 晟也 | | 文化財係主幹 |
| 杉森 祐貴 | | 文化財係主事 |
| 角田 悦子 | | 文化財係会計年度任用職員 |

審議事項(1) 市指定文化財指定候補物件の諮問について（非公開）

審議事項(2) 市地域文化財認定候補物件の諮問について（非公開）

報告事項(1) 水戸市文化財保存活用地域計画について（公開）

別紙資料参照

○水戸市文化財保護審議会条例

平成4年9月22日

水戸市条例第50号

水戸市文化財保護審議会条例（昭和51年水戸市条例第29号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 文化財の保存及び活用について調査，審議するため，水戸市文化財保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 審議会は，水戸市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ，次の各号に掲げる事項を調査，審議する。

- (1) 文化財の保存に関すること。
- (2) 文化財の活用に関すること。
- (3) その他必要と認められる事項に関すること。

2 審議会は，文化財の保存及び活用に関し必要な事項について教育委員会に建議することができる。

（組織）

第3条 審議会は，関係機関の役職員及び学識経験者のうちから，教育委員会が委嘱する10人以内の委員をもって組織する。

（任期）

第4条 委員の任期は，2年とする。ただし，補欠により委嘱された委員の任期は，前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第5条 審議会に，委員の互選により会長及び副会長を置く。

- 2 会長は，審議会の会務を総理する。
- 3 副会長は，会長を補佐し，会長に事故あるとき，又は会長が欠けたときは，その職務を代理する。

（会議）

第6条 審議会は，会長が招集し，会長は，会議の議長となる。

- 2 審議会は，委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は，出席委員の過半数をもって決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。

（庶務）

第7条 審議会の庶務は，教育委員会において行う。

(補則)

第8条 この条例に定めるもののほか，必要な事項は，別に定める。

付 則

この条例は，平成4年10月1日から施行する。

○「水戸市指定文化財」指定答申基準

水戸市文化財保護条例（昭和 51 年 10 月 1 日水戸市条例第 28 号）に基づく文化財の指定は次の基準により行う。

第 1 水戸市指定有形文化財

次に掲げる有形文化財のうち、本市又は本市を含む地域（以下「地域」。）を理解する資料として公開及び学術研究等に活用が可能なもので、次の各号のいずれかに該当するもの

1 建造物

- (1) 各時代又は類型の典型となるもので、創建又は再建当時の原型をよく残すもの
- (2) 意匠的又は技術的に優秀なもの
- (3) 歴史的価値の高いもの
- (4) 学術的価値の高いもの
- (5) 流派又は地域的特色の顕著なもの
- (6) 建造物及びこれらのものと一体をなしてその価値の形成している土地その他の物件で上記の(1)から(5)のいずれかに該当するもの

2 絵画・彫刻・工芸品

- (1) 各時代の遺品のうち制作が特に優秀なもの
- (2) 文化史上又は美術市場特に意義のある資料となるもの
- (3) 題材、品質、技法等の奠で顕著な特色を示すもの
- (4) 特殊な作者、流派等を代表する顕著なもの
- (5) 地域に関連のある作家の代表作と認められるもので、学術上意義のある資料となるもの
- (6) 渡来品で特に意義のあるもの

3 書籍・典籍

- (1) 書籍類は、宸翰、和漢名家筆跡、古筆、墨跡、法帖等で、文化史上又は書道史上貴重なもの
- (2) 典籍類のうち写本類は、和書、漢籍、仏典及び洋書の原本又はこれに準ずる写本で、文化史上貴重なもの
- (3) 典籍類のうち写本類（版木を含む）は、文化史上又は印刷史上貴重なもの
- (4) 書籍類、典籍類で歴史的又は系統的にまとまって伝存し、学術的価値の高いもの
- (5) 渡来品で特に意義のあるもの

4 古文書

- (1) 古文書類は、歴史上重要と認められるもの
- (2) 日記、記録類（絵画、系図類を含む）は、その原本又はこれに準ずる写本で文化史上貴重なもの
- (3) 木簡、印章、金石文等は、記録性が高く、学術的価値の高いもの
- (4) 古文書類、日記、記録類等で歴史的又は系統的にまとまって伝存し、学術的価値の

高いもの

(5) 渡来品で特に意義のあるもの

5 考古資料

(1) 政治，経済，社会，文化，科学技術等，歴史上の各分野における重要な事象に関する遺品のうち特に学術的価値の高いもの

(2) 歴史上重要な事象又は人物に関する遺品で，歴史的又は系統的にまとまって伝存し，特に学術的価値の高いもの

(3) 渡来品で特に意義のあるもの

第2 水戸市指定無形文化財

次に掲げる無形文化財のうち，地域を理解する資料として公開及び学術研究等に活用可能なもので，次の各号のいずれかに該当するもの

1 芸能

(1) 芸術的価値の特に高いもの

(2) 芸能史上特に重要な地位を占めるもの

(3) 流派又は地域的特色が顕著なもの

2 工芸技術

(1) 芸術的価値の特に高いもの

(2) 工芸史上特に重要な地位を占めるもの

(3) 流派又は地域的特色が顕著なもの

第3 水戸市指定有形民俗文化財

1 次に掲げる有形民俗文化財のうち，その形態，制作技法，用途等において地域の基盤的な生活文化の特色及び歴史的変遷を示すもので特に重要なもの

(1) 衣食住に用いられるもの

(2) 生産，生業に用いられるもの

(3) 交通，運輸，通信に用いられるもの

(4) 交易に用いられるもの

(5) 信仰に用いられるもの

(6) 社会生活に用いられるもの

(7) 民俗知識に関して用いられるもの

(8) 民俗芸能，娯楽，遊戯に用いられるもの

(9) 人の一生に関して用いられるもの

(10) 年中行事に用いられるもの

第4 水戸市指定無形民俗文化財

風俗習慣及び民俗芸能のうち，次のいずれかに該当し，特に重要なもの

(1) 由来，内容等において地域の基盤的な生活文化の特色を示すもので典型的なもの

(2) 年中行事，祭礼，法会等の中で行われる行事で芸能の基盤を示すもの

(3) 芸能の発生又は成立を示すもの

(4) 芸能の変遷の過程を示すもの

(5) 地域的特色を示すもの

第5 水戸市指定史跡

次に掲げるもののうち、歴理解のために欠くことができず、且つ、その遺跡の規模、遺構、出土遺物等において学術上価値のあるもの

- (1) 貝塚，集落跡，その他生活に関する遺跡
- (2) 国郡庁跡，城館跡，戦跡その他政治に関する遺跡
- (3) 社寺の跡又は旧境内，その他祭祀信仰に関する遺跡
- (4) 学校，研究施設，文化施設，その他教育・学術・文化に関する遺跡
- (5) 医療・福祉施設，その他社会事業に関する遺跡
- (6) 交通・通信施設，治山・治水施設，生産施設，その他経済・生産活動に関する遺跡
- (7) 古墳，墳墓並びに碑
- (8) 旧宅，園池，井泉，樹石及び特に由緒のある場所

第6 水戸市指定名勝

次に掲げるもののうち、人文的なものにおいては、芸術的あるいは学術的価値の特に高いもの、自然的なものにおいては、風致景観が特に優れ名所となっているもの、あるいは、その形成過程が学術的に意義のあるもの

- (1) 公園，庭園
- (2) 橋梁，坂道，堤防等
- (3) 多くの種類の動物が生息する場所
- (4) 多くの種類の植物が生育する場所
- (5) 岩石，洞穴
- (6) 溪谷，瀑布，溪流，深淵
- (7) 湖沼，湿原，浮島，湧泉
- (8) 温泉
- (9) 丘陵，河川
- (10) 展望地点

第7 水戸市指定天然記念物

次に掲げるもののうち、わが国又は地域の自然を記念するもので、次の各号のいずれかに該当し学術上特に貴重なもの

1 動物

- (1) 地域特有の動物とその生息地
- (2) 学術上保存を必要とするもの及びその自生地
- (3) 自然環境における特有の動物又は動物群集
- (4) 地域にとって特に貴重な動物の標本

2 植物

- (1) 名木，巨樹，畸形木，栽培植物の原木，並木，社寺叢及びその生息地
- (2) 学術上保存を必要とするもの及びその自生地
- (3) 自然環境における特有の植物又は植物群落
- (4) 地域にとって貴重な植物の標本

3 地質鉱物

- (1) 岩石，鉱物及び化石の算出状態
- (2) 地層の整合，不整合，褶曲及び衝上等
- (3) 地震断層等の地塊運動に関する現象
- (4) 生物の働きにより形成された岩石，又は浸食された岩石
- (5) 洞穴，鍾乳洞等
- (6) 温泉又は沈殿物とその分布区域の保護
- (7) 風化及び浸食による景観の優れたもの
- (8) 特に重要な岩石，鉱物及び化石の標本
- (9) 地域の特色を示す地質現象を保持するもの

○水戸市地域文化財認定活用事業実施要項

(目的)

第1条 この要項は、本市の区域内に存する、地域で守り伝えられてきたかけがえのない文化財を水戸市地域文化財として認定することにより、市民が地域に対して誇りと愛着を持つとともに、認定した文化財を将来の世代に引き継ぎ、又は語り継いでいくことができるような環境を醸成することを目的とする。

(定義)

第2条 この要項において「文化財」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）
- (2) 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）
- (3) 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習及び民俗芸能並びにこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で市民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。）
- (4) 貝塚、古墳、城跡、旧宅その他の遺跡で歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋りょう、峡谷、山岳その他の名勝地で芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）

(要件)

第3条 水戸市地域文化財の要件は、次の各号のいずれにも該当し、かつ、市民等の推薦があるものとする。

- (1) 本市の区域内に存するもの。ただし、無形文化財及び無形の民俗文化財はこの限りではない。
- (2) 地域が守ってきたもの又は地域を知るうえで必要なもの
- (3) 所有者等（有形文化財、有形の民俗文化財及び記念物における所有者又は権原に基づく占有者及び管理責任者をいう。以下同じ。）又は保持者等（無形文化財及び無形の民俗文化財における保持者又は保持団体（無形文化財を保持する者が主たる構成員となっている団体で代表者の定めのあるものをいう。）をいう。以下同じ。）が明確であるもの
- (4) 成立後おおむね50年を経過しているもの
- (5) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）、茨城県文化財保護条例（昭和51年茨城県条例第50号）及び水戸市文化財保護条例（昭和51年水戸市条例第28号）の規定による指定又は登録を受けていないもの

(推薦)

第4条 水戸市地域文化財に推薦しようとする者（以下「推薦者」という。）は、前条の規

定に該当すると認められる文化財があるときは、別に定める期間内に水戸市地域文化財認定推薦書（様式第1号）により、必要な書類を添えて、水戸市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に推薦することができる。

- 2 推薦者が所有者等又は保持者等（以下「所有（保持）者等」という。）と異なる場合は、推薦者は、前項に掲げるもののほか、水戸市地域文化財認定同意書（様式第2号）により、所有（保持）者等の同意書を提出するものとする。

（認定）

第5条 教育長は、前条の推薦があったときは、その内容を審査し、水戸市地域文化財に認定することができる。

- 2 教育長は、第3条各号に掲げるもののほか、特に必要があると認めるものについて、水戸市地域文化財に認定することができる。
- 3 教育長は、前2項の規定により認定をするには、水戸市文化財保護審議会に諮問しなければならない。
- 4 教育長は、第1項又は第2項の規定により認定したときは、水戸市地域文化財認定通知書（様式第3号）により、推薦者及び所有（保持）者等に通知するものとする。

（助言）

第6条 教育長は、必要があると認めた場合又は所有（保持）者等からの要請があった場合は、水戸市地域文化財の修理及び日常の保存方法、活用手段に対して適切な助言及び情報提供を行うものとする。

（周知・活用）

第7条 教育長は、認定された水戸市地域文化財を水戸市ホームページ等で広く市内外に周知するものとする。

- 2 教育長は、学校の教育活動、水戸の歴史及び文化財に関するイベント等において、水戸市地域文化財の活用に努めるものとする。

（解除）

第8条 教育長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、認定を解除することができる。

- (1) 水戸市地域文化財としての価値を失ったと認められたとき。
- (2) 水戸市地域文化財として第3条各号に掲げる要件を満たさなくなったとき。
- (3) 所有（保持）者等から認定の解除の申出があったとき。
- (4) その他教育長が解除することが適当と認めたとき。

- 2 前項の規定による認定の解除には、第5条第3項を準用する。

- 3 水戸市地域文化財について、文化財保護法、茨城県文化財保護条例又は水戸市文化財保護条例により指定又は登録があったときは、当該水戸地域文化財は解除されたものとする。

- 4 教育長は、第1項の規定により認定を解除したときは、水戸市地域文化財認定解除通知書（様式第4号）により、所有（保持）者等に通知するものとする。

（所有者等の変更）

第9条 所有（保持）者等は、水戸市地域文化財について次の各号のいずれかに変更があった場合は、水戸市地域文化財変更届（様式第5号）により、速やかに教育長に届け出

るものとする。

(1) 所有（保持）者等に変更（名義変更を含む。）があったとき。

(2) 所有（保持）者等が住所を変更したとき。

(3) 水戸市地域文化財の所在地を変更したとき。

（修理等の届出）

第 10 条 所有（保持）者等は、水戸市地域文化財の修理若しくは現状の変更又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合は、あらかじめ水戸市地域文化財修理届（様式第 6 号）により、教育長に届け出るものとする。

（滅失の届出）

第 11 条 所有（保持）者等は、水戸市地域文化財の全部若しくは一部が毀損し、これを亡失し、又は盗難にあった場合は、速やかに水戸市地域文化財滅失（毀損・亡失・盗難）届（様式第 7 号）により、教育長に届け出るものとする。

（経費の負担）

第 12 条 水戸市地域文化財の修理、復旧その他の管理の経費は、当該文化財の所有（保持）者等の負担とする。

（補則）

第 13 条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この要項は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

水戸市文化財保存活用地域計画 策定基本方針

1 計画策定の趣旨

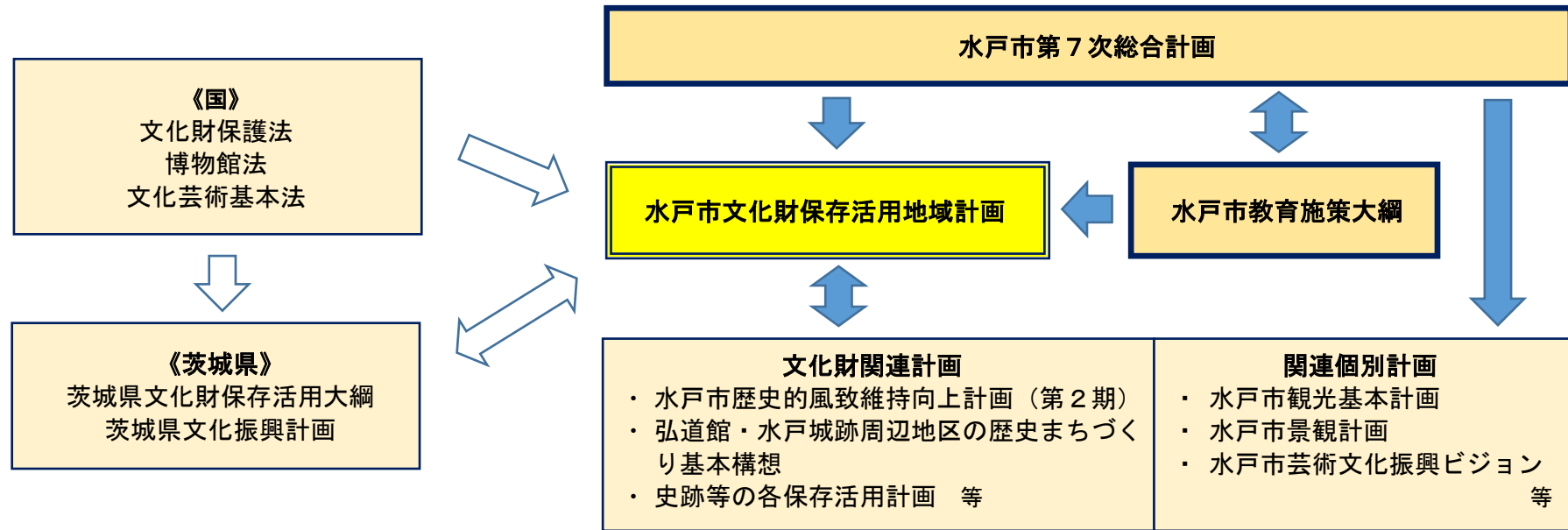
現在、人口減少や文化財継承の基盤となる地域のつながりの希薄化等により、文化財の維持継承が困難になりつつあります。一方で、地方創生や地域経済活性化への貢献など、文化財活用への期待が高まっています。

本市においても、多額の費用や人的負担等から文化財の維持継承に課題が生じています。一方、多くの市民が「歴史と伝統がある」と感じているなど、水戸ならではの特色として、まちづくり、教育、観光、産業等の発展に文化財が果たすべき役割が増大しています。

こうした中、改正文化財保護法において、地域総がかりのマスタープラン兼アクションプランとして、国が認定する市町村計画である「文化財保存活用地域計画」の作成が規定され、国、地方、地域が一体となって文化財を総合的に保存・活用する環境の整備が求められています。

以上の状況を踏まえ、本市においても、地域総がかりによる文化財の保存・活用を推進するため、全国的な動向やSDGsの理念を踏まえるとともに、水戸市第7次総合計画や関連個別計画等との整合を図りながら、「水戸市文化財保存活用地域計画」を策定するものです。

【参考図 1】 計画の位置づけ



2 計画策定の基本的姿勢

本計画では、地域総がかりによる文化財の保存・活用を実現するため、「文化財の調査・発信」、「保護・保存」、「活用」、「人づくり」、「推進体制整備」の5つの視点から施策を推進します。

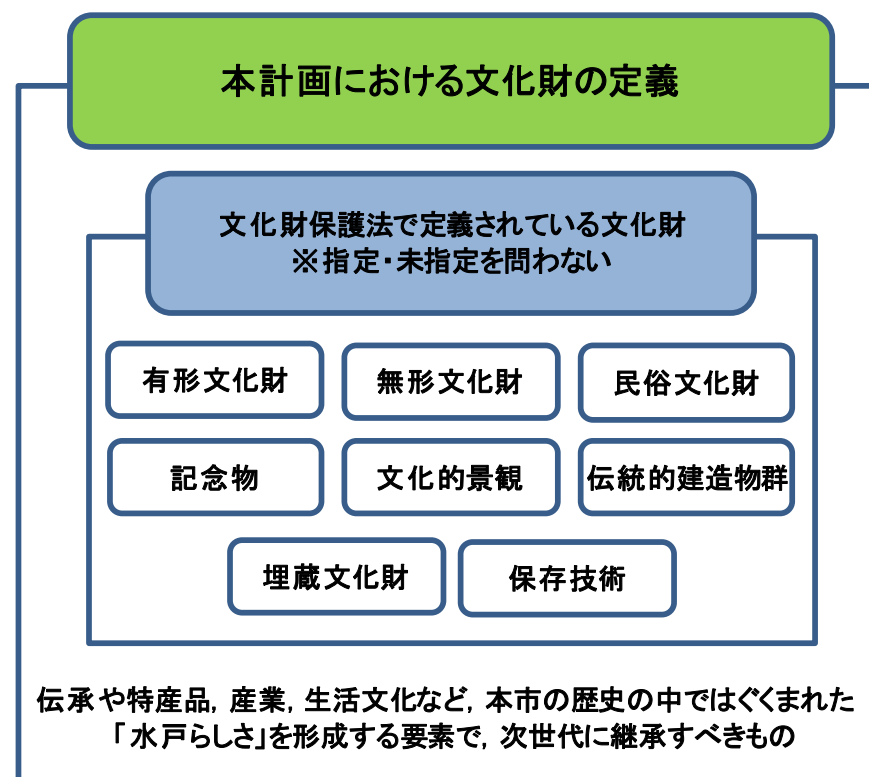
【参考図2】本計画における文化財の定義

(1) 文化財の発掘と発信 [調査・発信]

歴史的資源をはじめとする文化財の発掘・再評価を進めるとともに、「近世日本の教育遺産群」の世界遺産登録に向けた取組等を通じ、水戸ならではの文化財が持つ本質的価値を多くの人に知ってもらえるよう、情報発信に取り組みます。

(2) 文化財の次世代への継承 [保護・保存]

文化財の指定・登録・認定等や市内遺跡の保護・保存を進めるとともに、デジタルアーカイブや文化財レスキュー^{※1}、文化財所有者への支援等、文化財を次世代に継承していくための取組を推進します。



^{※1}文化財レスキュー：水害・地震等の自然災害で被災した文化財を緊急に保全し、劣化・廃棄・散逸や盗難等の被害を防ぐ取組です。

(3) 文化財を生かした歴史のまち・水戸づくり [活用]

水戸の個性である「歴史のまち」を磨き上げるため、関連文化財群^{※2}及び文化財保存活用区域^{※3}を新たに設定するなど、特色を生かした歴史まちづくりを進めるとともに、まちづくり、観光、産業等の様々な分野で文化財を活用しやすい仕組みづくりに取り組みます。

(4) 水戸を愛し、文化財を未来につなぐ人材の育成 [人づくり]

学校教育や生涯学習を通して、郷土愛の醸成を図るとともに、水戸ならではの文化財を未来に引き継いでいくため、伝統芸能や戦争語り部等の担い手の育成に取り組みます。

(5) 地域総がかりによる保存・活用 [推進体制]

文化財の保存・活用は、行政や文化財所有者のみならず、多くの人々の参画が求められることから、行政、市民、産業界、学校等、地域総がかりによる推進体制を整備するとともに、文化財の保存・活用のための多様な資金調達のあり方を検討します。

※²関連文化財群：さまざまな文化財を、歴史文化の特徴に基づくテーマやストーリーに沿って一定のまとまりとして捉えたものです。群として捉えることで、市の歴史文化の特徴や価値を分かりやすく発信し、効果的に活用を図ることが期待されます。

※³文化財保存活用区域：文化財が特定の地区に集中している場合に、その周辺環境を含め当該文化財群を核として文化的な空間を創出するための計画区域です。区域内で戦略的に保存活用を図ることで、魅力的な空間の創出につながることが期待されます。

3 計画の構成及び期間

(1) 計画の構成

①市及び文化財の概要・特性 ②現状と課題 ③目標（将来像） ④具体的施策 ⑤推進体制

(2) 計画期間

2026（令和8）年度～2033（令和15）年度

※ 国の計画作成指針や先進事例等を踏まえ、中長期的な方針とするため、計画期間を8年間とします。

4 計画策定の体制等

(1) 市民参加

- ・ ワークショップ
- ・ 市民意見公募 等

(2) 庁内組織

- ・ 庁議：計画（案）に係る重要事項を審議し、計画を決定します。
- ・ 政策会議：策定基本方針及び計画（素案）を決定します。
- ・ 関係課長会議：計画（素案）及び計画（案）の策定を行います。

(3) 法定協議会・附属機関

- ・ 水戸市文化財保存活用地域計画協議会：計画（素案）及び計画（案）の策定を行います。
- ・ 水戸市文化財保護審議会：計画（素案）及び計画（案）の意見を聴取します。

5 策定スケジュール

この表に掲げるもののほか、教育委員会、市歴史的風致維持向上計画協議会への報告を適宜行います。

| 年度 | 項目 | 第1四半期 | | | 第2四半期 | | | 第3四半期 | | | 第4四半期 | | |
|-----|----------------|----------------------|------------|-------------|---------------------------------|--------------------|------------------|----------------|----------------------|---------|-----------------|--------------|------|
| | | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
| 令和5 | 担当課作業 | 基本方針作成・協議会設置調整 | | | | 課題-方針-措置表作成 | | | 事前把握・調査／素案作成(8・9章以外) | | | | 実績報告 |
| | 庁議・政策会議・関係課長会議 | | | | 関係課長会議 14日 政策会議 基本方針協議・決定 | | | | | | | | |
| | 保存活用地域計画協議会 | | | 設置 15日 | | | 協議会 基本方針説明 | | | | 協議会 措置表・素案協議 | | |
| | 文化財保護審議会 | | | | 審議会 14日 概要説明 | | | | 審議会 基本方針説明・措置表協議 | | 審議会 素案協議 | | |
| | 市民 | | | | | | | | | ワークショップ | | | |
| | 文化庁 | | | | | 協議 29日 スケジュール協議 | | 協議 措置表協議 | | | | 協議 素案協議 | |
| 令和6 | 担当課作業 | 事前把握・調査／素案作成(8・9章以外) | | | 素案作成(8・9章) | | | 素案全体調整・別冊作成 | | | | 実績報告 | |
| | 庁議・政策会議・関係課長会議 | | | | 関係課長会議 素案協議 | | | 関係課長会議 素案協議 | | | 関係課長会議 素案協議 | 政策会議 素案決定 | |
| | 保存活用地域計画協議会 | | | 協議会 素案協議 | | | 協議会 素案協議 | | | | 協議会 素案協議 | | |
| | 文化財保護審議会 | | | | 審議会 素案協議 | | | | 審議会 素案協議 | | 審議会 素案協議 | | |
| | 市民 | | | | | | | | | | | | |
| | 文化庁 | | 協議 素案協議 | | | 協議 素案協議 | | | 協議 素案協議 | | | | |
| 令和7 | 担当課作業 | | | 計案作成 | | 国提出準備 | 国からの修正対応 | | | | 情報発信(計画書・概要版刊行) | 実績報告 | |
| | 庁議・政策会議・関係課長会議 | | | | 政策会議 計案協議 | | | | | | 庁議 計案決定 | | |
| | 保存活用地域計画協議会 | | | | 協議会 計案協議 | | | | | | | | |
| | 文化財保護審議会 | | | 審議会 計案協議 | | | | 審議会 進捗報告 | | | 審議会 報告 | | |
| | 市民・議会 | 意見公募 | | | | | | | | | | 議会報告・シンポ開催 | |
| | 文化庁 | | | 協議 計案協議 | | | 文化庁照会 計案を国に提出 | 関係省庁照会 | 認定申請→認定 文化審諮問・答申 | | | | |